



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令	所管課(室)名
○長崎県自動車運転士服務規程の一部改正	人 事 課
○長崎県県有自動車管理規程の一部改正	管 財 課

訓 令

長崎県訓令第2号の2

本 庁
出先機関

長崎県自動車運転士服務規程（昭和42年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。
令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令に定めのあるものを除くほか、<u>運転士の服務</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(服装)</p> <p>第4条 乗用自動車の運転士は、勤務中乗務の目的に適した<u>適切な服装</u>を着用しなければならない。</p> <p>(自動車運行日誌)</p> <p>第9条 運転士は、毎日、<u>自動車運行記録（日誌）簿</u>（様式第1号）に必要な事項を記入し、<u>上司</u>の閲覧を受けなければならない。</p> <p>(仕業点検)</p> <p>第11条 運転士は、毎日、仕業点検を行ない、その結果を<u>自動車の日常点検チェックリスト</u>（様式第2号）に記入し、<u>運行開始前に整備管理者を経て上司</u>に提出しなければならない。</p> <p>(事故に対する措置)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の場合においては、電話その他の方法により、事情を所属長に報告するとともに、<u>別に定める公用車運転による交通事故発生時の処理マニュアル</u>に従い、<u>交通事故発生報告書を安全運転管理者を経て所属長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令に定めのあるものを除くほか、<u>自動車運転士（以下「運転士」という。）の服務</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(服装)</p> <p>第4条 乗用自動車の運転士は、勤務中制服を着用しなければならない。</p> <p>(自動車運行日誌)</p> <p>第9条 運転士は、毎日、<u>自動車運行日誌</u>（様式第1号）に必要な事項を記入し、<u>所属長の閲覧</u>を受けなければならない。</p> <p>(仕業点検)</p> <p>第11条 運転士は、毎日、仕業点検を行ない、その結果を<u>仕業点検表</u>（様式第2号）に記入し、<u>運行開始前に整備管理者を経て所属長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(事故に対する措置)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の場合においては、電話その他の方法により、事情を所属長に報告するとともに、<u>自動車事故報告書</u>（様式第3号）を安全運転管理者を経て所属長に提出しなければならない。</p>

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第11条関係)

自動車の日常点検チェックリスト (普通車等)

年 月 日 (曜日)

①～④の公用車については、「道路運送車両法」や「職員の保有自動車使用に関する要綱」などにより、1日1回、車を運行する前に点検しなければなりません(運行前日常点検)。

- ①運転士付き公用車 ②職員運転公用車(リース車を含む) ③事業用自動車
 ④自家用の大型自動車(大型バス、大型トラック)、中型自動車(マイクロバス、中型トラック)、普通貨物自動車(660cc以下を除く)、大型特殊自動車

車両ナンバー		走行距離	Km	
区 分	点 検 箇 所	点 検 結 果	摘 要	
エ ン ジ ン ル ーム	1 エンジンオイル	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足		
	2 ブレーキオイル	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足		
	3 ラジエーター冷却水	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足		
	4 バッテリー液	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足		
	5 ウィンド・ウォッシャー液	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足		
車 の ま わ り	1 タイヤの空気状況(目視)	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足等		
	2 タイヤの磨耗状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良		
	3 ランプ類の点灯、点滅およびレンズの汚れ、損傷	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良		
運 転 席	1 ブレーキ	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常		
	2 メーターパネルシグナル	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常		
	3 パーキングブレーキ・レバーの引きしろ	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常		
	4 ウィンド・ウォッシャーの噴射状態	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常		
	5 ワイパーの拭き取り状態	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常		
	6 エンジンのかかり具合および異音	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常		
そ の 他	気付いた箇所			
	対 応			

自動車の日常点検チェックリスト（大型車）

年 月 日（ 曜日）

①～④の公用車については、「道路運送車両法」や「職員の県有自動車使用に関する要綱」などにより、1日1回、車を運行する前に点検しなければなりません（運行前日常点検）。

- ①運転士付き公用車 ②職員運転公用車（リース車を含む） ③事業用自動車
 ④自家用の大型自動車（大型バス、大型トラック）、中型自動車（マイクロバス、中型トラック）、普通貨物自動車（660cc以下を除く）、大型特殊自動車

車両ナンバー		走行距離	Km		
区 分	点 検 箇 所	点 検 結 果	摘 要		
エンジンルーム	原動機	1 冷却水の量（※）	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
		2 ファン・ベルトの張り具合、損傷（※）	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
		3 エンジンオイルの量（※）	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
車のまわり	灯火装置・方向指示器	1 点灯又は点滅具合、汚れ・損傷	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
	タイヤ	1 ディスク・ホイールの取付	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
		2 空気圧	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
		3 亀裂・損傷	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
		4 異常磨耗	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
		5 溝の深さ（※）	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
	バッテリー	1 バッテリー液の量（※）	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
エアタンク	1 凝水	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足		
運転席	ブレーキ	1 踏みしろ及び効き	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
		2 ブレーキ液の量	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
		3 空気圧力	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
		4 バルブからの排気音	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
		5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
	ウインドウォッシャー及びワイパー	1 ウォッシャー液量及び噴射状態（※）	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
		2 ワイパーの払拭状態（※）	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
	原動機	1 かかり具合・異音（※）	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
2 低速及び加速の状態（※）		<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常		
運行において異常が認められた箇所		<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常		
処 置					

○（※）印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行なうことで足りる。

様式第3号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

長崎県訓令第2号の3

本 庁
出先機関

長崎県県有自動車管理規程（昭和42年長崎県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(整備管理者等) 第3条 略 2 略 3 整備管理者は、 <u>自動車の日常点検チェックリスト及び運</u> <u>転士の報告に基づき、自動車の整備を必要と認めたときは、</u> <u>直ちに適切な措置をとらなければならない。</u> 4 略	(整備管理者等) 第3条 略 2 略 3 整備管理者は、 <u>作業点検表及び運転士の報告に基づき、</u> <u>自動車の整備を必要と認めたときは、直ちに適切な措置を</u> <u>とらなければならない。</u> 4 略

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所